



フルハーネス型 墜落制止用器具の 使用が義務化されます

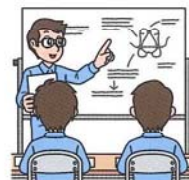
高所作業に従事する作業者の墜落制止用器具(安全带)としては、これまで「胴ベルト型」が広く使われてきました。しかし、胴ベルト型では、墜落制止時の衝撃による内臓の損傷や、宙ぶり状態でのベルトによる胸部圧迫などを起こすおそれがあり、死亡災害も発生しています。こうした状況を踏まえ、厚生労働省は労働安全衛生法令を改正し、墜落制止用器具は原則としてフルハーネス型の使用を義務としました。

2019年2月1日から変わります!
～「安全带」を使用する高所作業は早めの見直しを～

2019年2月1日より、高さ6.75mを超える場所で墜落の危険のある場合は、フルハーネス型墜落制止用器具を使用しなければいけません。(「安全带」という呼び名が「墜落制止用器具」に変わります。)



2019年2月1日より、高さが2m以上の作業床を設けることが困難な場所で、フルハーネス型墜落制止用器具を使用する作業者は、特別教育の受講が義務づけられます。



墜落制止用器具は構造規格に適合したものを使いましょう。
(構造・性能について国の定めた「安全带の規格」は、「墜落制止用器具の規格」に改められます。)

